

液化ガスばら積船の液面警報装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 GF 編及び N 編
鋼船規則検査要領 B 編及び N 編

改正事項

液化ガスばら積船の液面警報装置に関する事項

改正理由

2014 年 5 月に開催された第 93 回海上安全委員会（MSC93）において、IGC コードの全面改正が決議 MSC.370(93)として採択された。本改正により、同コード 13.3.6 規則において、貨物を取扱う前の液面警報装置の試験要件が見直され、当該装置のすべての構成要素について機能試験を行うことが明文化された。

本会は、上記 IGC コードの要件を取入れた際に、実作動による確認が不可能な液面警報装置に対する従前の取扱いを残したが、すべての構成要素について機能試験を要求する IGC コードの意図と不整合が生じていた。

このため、貨物を取扱う前の液面警報装置の試験に関する本会の規定と IGC コードとの整合を図るべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 貨物を取扱う前の液面警報装置の試験に関して表現の一部を改めた。
- (2) 実作動による確認が不可能な液面警報装置に対する取扱いを削った。

改正条項

鋼船規則 N 編 13.3.6
鋼船規則 GF 編 15.4.2
鋼船規則検査要領 B 編 B3.4.2
鋼船規則検査要領 N 編 N13.3.6